

産業構造審議会知的財産分科会
第17回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 令和2年12月21日（月）9：58～11：34
2. 場 所： 特許庁庁舎9階庁議室+Web会議室
3. 出席委員： 井上委員長、青木委員、蘆立委員、伊東委員、相良委員、櫻井委員、
清水委員、高倉委員、南委員、山田委員
4. 議 題： 開会
相談しやすい環境の整備について
第三者意見募集制度に関する対応について
弁理士制度小委員会報告書（案）について
閉会

1. 開 会

○池谷秘書課長 定刻には少し早いですけれども、委員の皆様、全員お揃いになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第17回弁理士制度小委員会を開催いたします。本日は大変御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長の池谷です。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、これからの日本の産業の発展に寄与する弁理士制度の在り方について、本日も積極的に御意見を賜りたいと考えております。

それでは、事務局からの説明につきましては岡本より行います。よろしくお願いいたします。

○岡本企画調整官 事務局説明者の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

本日も一部の委員の方につきましては、Skypeによる御参加となっております。御発言の際には、この会議室に御参加の方につきましては指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

Skypeで参加されている委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入いただきまして、委員長から発言を促された後に御発言いただければと思います。御発言の際にはマイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにいただくようお願いいたします。会議室の音声がか聞こえないなど何かトラブルが発生いたしましたらチャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

本日は、伊東委員、相良委員、櫻井委員、清水委員、高倉委員、南委員が本会議室から、青木委員、蘆立委員、山田委員がSkypeから参加されております。

オブザーバーといたしまして、前回に引き続き、須藤日本弁理士会副会長に御参加いただいております。

本日は議決権を有する8名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

それでは、以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

本日は山田委員が初めて参加されておりますので、一言御挨拶いただければと存じます。

○山田委員 横浜地裁・山田でございます。なかなか出席できず申しわけありませんでした。今後もこういう形での出席になってしまうかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。こちらこそ、山田委員のスケジュールに合わせて開催することができず、大変失礼いたしました。今後もよろしくお願いいたします。

○井上委員長 それでは本日の議題に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○岡本企画調整官 それでは、配布資料を確認させていただきます。紙資源節約の観点からタブレットを使用しております。タブレットの操作でお困りになった場合には、その都度、御遠慮なく手を挙げていただければ係の者が対応にまいります。

本日の配布資料は座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、タブレットの使い方のほか、資料1から7、そして参考資料1でございます。

このうち資料2と5は日本弁理士会、資料3は櫻井委員に御作成いただいたものです。

なお、オンラインで参加されている委員の方もいらっしゃいますので、今、ここに投影しているものとなりますが、事務局作成資料を投影用にレイアウトを整えた事務局投影スライドを用いて事務局からの説明を行わせていただきます。こちらのスライドもタブレットで表示可能となっております。

続きまして議事の公開についてですが、第15回弁理士制度小委員会にて、委員の皆様にご了承いただきましたように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当面の間、一般の傍聴は取りやめとさせていただいております。また、これまでと同様、配布資料、議事要旨、議事録は特許庁ホームページにおいて公開させていただきます。議事録につきましては委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 それでは、引き続き議題に入りたいと思いますが、その前に前回の小委員会にて南委員よりいただいております御指摘への対応について、事務局より御説明をお願いしたいと存じます。

○岡本企画調整官 前回、南委員から特許庁ホームページのトップページから中小企業向けページにたどり着くのが難しい、また、中小企業向けのページにおいて、弁理士に関する記載がないという御指摘がございました。南委員からのこれらの御指摘に既に対応いたしましたことを御報告申し上げます。

○井上委員長 ありがとうございます。迅速に対応いただき、既にホームページを改修しているということでございます。

2. 相談しやすい環境の整備について

○井上委員長 議題2でございますが、「相談しやすい環境の整備について」でございます。この議題につきましては弁理士会から第15回小委員会において、一人法人制度の導入と、法人名称の変更という具体的な提案をいただいております。これらの提案事項について議論を行いたいと思っております。

まずは一人法人制度の導入について、事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。それでは事務局より、資料1に基づいて説明させていただきます。

まず、法人制度導入の背景について説明いたします。平成12年の弁理士法改正において、それまで個人事務所として活動していた弁理士の事務所について、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするため、特許業務法人制度が導入されました。本制度では特許業務法人の設立・存続には、弁理士社員が二人以上いることが必要とされています。これは、弁理士社員の一人が急遽業務を行えなくなった場合でも、ほかの弁理士社員がその業務を引き継げるようにすることで、ユーザーへの継続的な対応を図るためです。

次に、現行制度の問題点について説明いたします。図1は法人化の要件を満たすことのできない弁理士が一人の事務所、いわゆる「一人事務所」における年齢層別の事務所数を示したものです。60歳代の弁理士が経営する事務所が最も多くなっており、一人事務所に属する弁理士の平均年齢は59.9歳となっています。

また、二人以上の弁理士がいる事務所においても、弁理士の一人が法人化を望んでいるものの、特許業務法人の社員は無限責任を負わなければならないことなどから、ほかの弁理士が社員になることを拒み、二人以上の弁理士社員を確保することができず、法人化できない弁理士事務所が一定数存在しています。

法人化されていない事務所において、弁理士が急遽業務を行えなくなり、当該弁理士の個人資産と事業資産の分離がなされていないために、事業承継等を円滑に進めることができず、ユーザーの利便を損なう事例も現に発生しております。このような事例において、

仮に事務所が法人化されており、かつ有事における業務の引受先が決まっていた場合には、法人内の弁理士が急遽業務を行えない状況になったとしても、法人の権利義務が維持されることから、引受先への事業承継等を円滑に進めることができ、ユーザーへの継続的な対応を維持することが可能となります。

したがって、弁理士事務所の法人化のために二人以上の弁理士社員が必要であることが、法人化されていない事務所の存在につながり、かえってユーザーへの継続的な対応を妨げる一因となっていると言えます。

図2に示しますように、一人事務所の弁理士の約7割は、一人法人制度を導入すべきと回答しています。

また、図3に示しますように、有事における業務の引受先が決まっている前提ではあるものの、ユーザー企業の約7割も一人法人制度の導入に賛成しています。

次に、他土業の状況について見ていきますと、表に示しますように、ほかの土業においても既に一人法人制度が導入されており、現在では法人の設立・存続に二人以上の社員が必要であるという状況ではなくなっております。

以上を踏まえますと、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするという特許業務法人制度導入時の目的に沿って、弁理士事務所の法人化を促進するため、弁理士一人でも法人の設立を可能とするための措置を講ずることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であると考えられます。

ただし、一人法人制度の導入に当たっては、①と②に示す点について事前に十分な検討がなされる必要があると考えられます。まず、一人法人制度を導入して変化を見守るだけではなく、法人制度の趣旨を推進する観点から、一人事務所の法人化及び法人化された事務所の大規模化を促進するための取組について考えていく必要があると考えられます。

また、一人法人制度の導入後、弁理士が一人の法人において、この弁理士が欠けた場合に、例えば引受先の事前確保や解散に係る手続や費用負担などについても、事前に検討しておく必要があると考えられます。

実際、既に一人法人制度が導入されている他土業では、社員が欠けた法人への対応や後継者に関する規定を、会則や会規に置くなどして対応しているところもございます。このような例も参考としながら、ユーザーに不利益が及ばないことを徹底するための方策を講じることが適当であると考えられます。

資料1に基づく事務局の説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

次に、弁理士会のほうからも説明をお願いいたします。

○清水委員 弁理士会会長の清水でございます。本日もよろしく願いいたします。

先ほど御説明いただきました、前回の南委員の適切な御発言に基づく、特許庁の迅速なホームページの御対応、本当にありがとうございます。我々へのアクセシビリティが飛躍的に高まると思いますので、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。本当にすばらしい弁理士制度小委員会だと思っておりますので、本日もよろしく願いいたします。

本日、資料2の説明ですけれども、これまでと同様に詳細な説明は、オブザーバーで参加しております副会長の須藤からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○須藤日本弁理士会副会長 それでは、一人法人制度の導入につきまして副会長の須藤より、資料2を用いて御説明させていただきます。

資料2では、スライド1に記載の3つの項目について御説明を差し上げます。まず、現状分析として法人制度に関するユーザーの要望、弁理士が感じる法人化のメリット、法人化を進めるに当たっての障害について御説明します。次に、現行制度の課題と課題解決のあるべき方向性について御説明いたします。最後に、制度導入後の想定課題と解決策の提案を御説明します。

スライド2にまいります。当会が行ったユーザーの要望に関する調査では、約4分の1のユーザーが、弁理士事務所を選定する際に法人格があることを重視していることがわかりました。また、7割超のユーザーが、弁理士事務所に組織体制の充実や業務の継続性を望んでいることがわかりました。

一方で、右側に示す弁理士に対する法人化のメリットに関する調査では、「事業継続性の担保」を挙げる回答が最も多く、次いで「個人資産と事業資産の分離」「顧客からの信用の獲得」という理由が続きました。「顧客からの要望」と回答した者は22名ですが、法人数が300強であることを考慮しますと少ない数ではありません。法人化のインセンティブはユーザーニーズに応えることであると分析できると思います。

下段では、法人化を進めるに当たって障害となる事由を聞いた会員アンケート調査結果を御紹介します。最も多かったのは「事務手続きが煩雑」というもので、これは一人法人制度が導入されても残る課題であると言えます。

次に多い「事務所に弁理士が1名しかいない」「無限責任が理由で社員になりたがらな

い」との事由は、一人法人制度の導入により解決される課題と言えます。

スライド3にまいります。法人設立の課題として、法人格のある事務所に依頼したいというニーズに応えられる法人数が、必ずしも確保できているとは言えないこと。また、無限責任の社員弁理士が2人以上必要という要件により、法人化を断念するケースがあることが挙げられます。

業務継続性の課題として、親族で法人化を行っていても、一人の死亡により法人を解散せざるを得ないケースがあること。経営弁理士は高齢化傾向にあり、事務所の承継整備は急務であることが挙げられます。

一人法人制度の導入により、法人設立の課題及び業務継続性の課題が解決され、ユーザーニーズに応えられる法人数の確保が可能になると考えられます。その結果、多様な要望を有するユーザーの相談先の選択肢が増え、ユーザーの利便性に資すると思料します。

中段の表に示しますように、ユーザーの要望は多様であり、依頼内容により複数の事務を使い分けたいというニーズもございます。

また、法人の社員が一人になっても法人は存続可能となることから、法人の解散によりユーザーに迷惑をかけることを防ぐことが可能となります。

さらには法人化により事務所資産が分離され、吸収合併を含む事業承継が促進され、一定程度の大規模化を図って、総合的サービスを提供する法人も増加すると考えられます。また、事務所資産が分離されるので唯一の弁理士が欠け、または業務困難となった場合に後継者を探すことが容易になると考えられます。

スライド4では、一人法人制度が導入された際の想定課題と解決策について説明いたします。法人化のメリット、デメリットがわからず断念した者が3分の1超いるという会員アンケートの結果があります。一人法人制度が導入されても法人化のメリットがわからないため、法人化が進まないという課題が想定されます。

スライド2の下段で紹介した会員アンケートでは、法人化を進めるに当たっての障害として、3分の1超が「事務手続きが煩雑」と回答しました。設立の事務手続きを煩わしく思い、法人化が進まないという課題が想定されます。

業務継続性の課題としては、唯一の弁理士が業務遂行困難となった場合、唯一の弁理士が死亡した場合の対応を準備しておくことが必要であると考えます。

また、一定程度の大規模化を図るという法人制度の趣旨との関係では、合併・承継の事務手続きが煩雑であるため、合併・承継が進まないという課題が想定されます。

解決策としては、「特許業務法人設立等の手引き」を全面刷新し、設立に限らず、法人制度全体を網羅した手引きを新たに発行することで、法人化に関する会員の理解を促進することを提案します。

設立手続を従来の手続よりも詳細に解説すること、法人化のメリットについても言及することで、①の課題を解決したく思います。

また、一人法人において唯一の弁理士が欠けた際の対応についても言及するとともに、「会員マッチングシステム」「事務引継規程」といった事業承継関連情報についても言及することで、②の課題を解決したく思います。

加えて、合併・承継の手続についても、新たに章立てをして言及することで、③の課題の解決を図ってまいります。

このような手引きを発行するだけでなく、手引きの中身を解説する説明会を、社労士等の外部講師も招聘して開催することで、会内の普及を進めてまいります。

さらには、一人法人制度の方向性が定まりましたら、解散に係る手続や費用負担についても検討を進めてまいります。

以上を資料2の御説明とさせていただきます。

○井上委員長 ありがとうございます。

次に櫻井委員からも、一人法人制度について御意見があると伺っております。この場で伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○櫻井委員 櫻井でございます。よろしく願いいたします。

「弁理士制度に対する提言等～中小企業の視点から～」。特許業務法人の一人法人化につきましても、高齢の一人弁理士事務所の承継が促進されることが期待できる点、とても賛成できます。

一方で、若くても事故により突然代理業務ができなくなることもあるので、一人弁理士事務所、一人弁理士業務法人については、バックアップ体制の構築を併せて検討していただきたく思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

議論に移ります。一人法人制度の導入について、最初に発言したいという方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、順番に委員の皆様から御発言いただきたいと思っております。

時間も限られておりますので、恐れ入りますが2～3分をめどに御発言いただけますと幸いです。

伊東委員、よろしくお願いたします。

○伊東委員 伊東でございます。御説明ありがとうございました。弊社も大規模ではあるんですけども事務所にお願いしている関係で、この法人の問題は非常に重要なかと思っています。先ほど弁理士会の調査でもありましたが、法人格であることを重視ということですが、実際我々の感覚としては法人格というよりも、むしろ規模の大小といいますか、やはり業務の継続性を非常に重視して選んでいることもありますので、法人というのが一つの目安かなと思っています。

実際に個人でやっている事務所は依然として多いということで、この辺の問題も私も全く御説明のとおりで同感しているところです。かといって、法人化に際してはいろいろデメリットもあって、なかなか設立するのは難しいなというところもいろいろ聞いております。実際に法人化されても、形式的にあまり実務に関わっていない弁理士さんが入ったりとか、ちょっと実態とそぐわないところもあったりしますので、一人法人というのが、そういう意味で解決するのにはいいのかなと思っています。

ユーザーサイドから見たときに一番気になるのは、櫻井委員が先ほどおっしゃっていたとおりバックアップのところだと思います。一人亡くなって、その業務をどうやって引き継ぐのか。特に弁理士の場合はやはり期限との関係がありますので、早期に特許出願をしなければいけない。あるいは中間とか年金等の納付の期限を徒過するといろいろユーザーに迷惑がかかるということがありますので、スムーズな業務の移行が担保されるべきだろうかなと思っています。ほかの士業で登録に際して、そういうのをちゃんと登記するには、しっかり名義づけておくというのはあると聞いておりますけれども、そういうことでスムーズな移行を非常に考えていただければと思います。

もう一つは、手続の煩雑というところですけども、そこら辺は弁理士会のほうも、先ほどの御説明でも説明会等をされているという話もございましたが、何か相談できるような環境も置いていただくといいのかなと思います。

それからユーザーサイドからは、法人というイメージからすると、複数人の弁理士がいると誤解される可能性もあると思いますので、その辺は誤解のなきよう、しっかり宣伝とか説明等でしっかり担保していただければと思います。そういったところが担保できていれば、私は一人法人は賛成でございます。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。ユーザーサイドの御懸念、課題感などもお示しいただきました。

次に相良委員にお願いしたいと思います。日弁連での御経験などにも基づいて、御意見をいただけるのではないかと思います。

○相良委員 私にもわか勉強ですけれども、弁護士会のほうでどのような制度になっているのかを簡単に御説明しますと、弁護士法の30条の30のところで、一人法人で引受人がない場合には会社法の清算手続を準用することになっておりまして、それが法律に規定されています。

30条の24では、相続人の同意がある場合には誰かに承継させることができるという例外規定も設けられていて、これについても一応法律の規定があるということになっております。

弁理士会における一人法人の導入自体には基本的に賛成しますが、その後どうするのかというところについてのきちんとした規定がない点は問題だと考えております。現状は、手引きで対応するという記載になっているかと思いますが、一人社員がいなくなってしまうと幽霊法人のようになってしまった法人を、どのような手続でどのようにするのかというところを、導入時から決めておく必要はあるのだろうと思います。

それから、弁護士会においても、清算手続に入ることが決まっているので、相続人も、承継する人もいないという場合には清算手続に入るのですけれども、実際には清算人の選任や、そもそも誰が清算手続を申し立てるのか、という問題があるようです。誰もやらない場合には、やむを得ず弁護士会のほうで申し立てるようなのですが、。じゃあ、その費用は誰が持つのかという問題が結構あるそうです。そのため、実際には一人法人の後処理については、非常に苦勞が多いとも聞いております。その点は資料1のまとめの最後に2つ書いてある点、まさにそのとおりですので、そこを十分に検討していただく必要があると考えております。

一人法人が設立できるようになって、これで大丈夫だという話ではないということです。資料1のユーザー企業に対するアンケート結果も結局、外部の引受先が決まっていることを前提としての賛成となっておりますので、結局ここが一番大事なところだと思います。一人法人制度をつくってしまって、かえって幽霊事務所みたいな、法人で財産が残っている、管理はしなきゃいけないんだけど誰も引き受け手がいない、というような事務所

が増えてしまう事態というのは、結局何のための制度だったのかということにもなりかねません。したがって、一人社員がいなくなってしまった時の手続的な決まりを決めておくことが大切です。社労士などは引受人の事前申請が必要とも伺っておりますので、それも一つのやり方であろうと思いますし、お話ししたとおり、弁護士会では清算手続と決めてはいるものの、その運用には非常に苦労しているとも聞いておりますので、弁理士会としても十分な検討をしていただきたいと思います。

また、法人化自体の理念というのは本来、事業を大規模化していこうというところにあるのであって、一人でやっている人の事業を承継しやすいようにするという制度というわけではないので、一人法人がたくさんできてしまうというのは、法人化という本来の制度趣旨にはむしろ逆行する部分もあるということも意識して、まとめのところにも書いてありますけれども、大規模化を促進するための取組も必要かなと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。幅広く御意見いただきました。

高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。事務局の説明、それから弁理士会からの今後の対応体制の御説明、よく理解できました。基本的には大いに結構だと思っております。賛成です。

特に、これから弁理士の特許事務所などを撤退するところ、それから統合するところ、今回の制度によって個人の財産と法人の財産が明確に区分されることによって、承継や統合がよりスムーズにいくのではないかと期待しております。ぜひ、弁理士会としてもいろいろガイドラインをつくったり、説明会をしたりすることによって、制度の趣旨が十分生かされるように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

南委員、お願いいたします。

○南委員 私も基本的にこの一人法人化については賛成です。先ほどの説明資料の中でも統計がありましたが、結構高齢な一人事務所も多いように見えます。そういった意味で、そういったところの法人化を進めることによって、事業承継がしやすくなるというメリットもあるかと思っておりますので、ぜひ進めていただければと思います。

また、皆さんからの御発言にもありましたが、法人化が認められても、さらに現在、弁

理士会で進められているような事業承継のための研修や、マッチングの機会の提供も一層進めていただければと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

オンラインで参加いただいている青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 青木でございます。私も基本的に異存はございません。1点だけ申しますと、資料1の4ページで、他士業さんがどうなっているのかなど。先ほど弁護士法人に係る一人法人のお話があったかと思うのですが、他の士業を含め最近どんどん変わっていったという印象を受けたところですが、一方で税理士、あるいは公認会計士に係る法人に関しては現状不可ということになっているようです。こういったところで特に積極的に一人法人を避けたほうがよい理由がないようであれば、一人法人制度を弁理士のほうに導入することに問題ないかなと考えております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

蘆立委員、いかがでございましょうか。

○蘆立委員 ありがとうございます。私も基本的に原案に賛成いたします。ただ、資料1の最後にも課題として①、②と挙げていただいていますし、既に他の委員の先生方からも御指摘ありましたが、一人法人化を認めたということのみで、必ずしも業務の継続性が実現されるわけではないと思いますので、細部まで御検討、御対応いただければと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

山田委員、いかがでございましょうか。

○山田委員 山田です。特に異議はありません。先ほどの御意見にもありましたが、清算や引継ぎに関する細かいところについても詰めておく必要があるように感じました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。委員の皆様からさまざま御意見いただきました。特に弁護士会での一人法人制度に伴うさまざまな課題についての相良委員からの具体的な御指摘は制度内容を詰める際の参考になるのではないかと考えております。

今の御意見を踏まえまして、日本弁理士会から何かコメントございませうでしょうか。特に伺っておきたいのですが、新たに改訂される弁理士会の手引きに強制力はあるのでしょ

うか。

それから櫻井委員から御指摘の、ほかの委員の先生方からも出ておりましたが、バックアップ体制の充実について、何か付言することがあればお願いいたします。

○清水委員 日本弁理士会の清水でございます。いろいろな貴重な御意見、どうもありがとうございます。

バックアップ体制につきましては、一人法人に限らず弁理士一人事務所でも共通するところがあると思うので、バックアップ体制というのは非常に重要なテーマと思っています。

バックアップ体制につきましては、万が一、執務不能になってしまった会員がいる場合には、執行役員会が事務を引き継ぐ会員を紹介する、そして紹介できないときは役員の中から指名して事務を引き継ぐという制度を設けております。

この制度でございますけれども、事前の準備が重要であると考えておまして、これまでもマッチングシステムの稼働、あるいは承継等に関する留意事項集の発行など、さまざまな施策を講じてきております。本年度もコロナ禍ではありますが、12月8日にオンラインを活用した事業承継セミナーを行いましたところ150名の参加がございました。さらに、年明け1月にマッチングセミナーの開催を予定しているところでございます。

また、これらの取組に加えまして、先ほど資料2で御紹介させていただきました法人の手引きにおきましても事業承継関連事項について言及し、バックアップ体制の構築・促進に向けてさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

また、会員総合相談窓口を設けておまして、そちらのほうでも対応できるかと思っております。

それから先ほど、相良委員から日弁連さんの制度ですとか、いろいろな課題など、たくさん御紹介をいただきました。非常に参考になると思っています。また、他士業でもいろいろな一人法人がスタートして、課題や問題点が明らかになってきておりますので、それらを参考にして、万全の体制をつくっていきたいと考えております。

○井上委員長 ありがとうございます。皆様から御意見頂戴いたしました。一人法人制度を導入するという弁理士会からの御提案につきましては、委員の皆様の御了解をいただいたものと考えてございます。この制度を導入する方向で特許庁に検討を進めていただきたいと思います。

ただし、弁理士会には一人法人のうち、唯一の弁理士が業務できなくなった際の対処など、導入時に予想される問題についてしっかり対処をしていただきたいと思います。

がとうございました。

それでは次の議題に移ります。議題2は、「相談しやすい環境の整備」ということでございます。こちらにつきまして、弁理士会からのもう一つの御提案、法人の名称を弁理士法人にするということについて御審議いただきたいと存じます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。それでは事務局より、資料4に基づいて説明させていただきます。

法人制度導入の背景につきましては、先ほど資料1で説明いたしましたとおり、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするためです。本制度は特許業務法人に対し、その名称中に「特許業務法人」の文字を使用することを義務付けています。これは、本制度の導入時には弁理士の典型的な業務が特許に関する業務であったため「特許業務法人」が、より端的に法人の性格を示すと考えられたことによるものです。なお当時、ほかの士業名の法人、例えば弁護士法人などは存在しておらず、「弁理士法人」という名称は候補に挙がっておりませんでした。

次に、現行制度の問題点について説明いたします。図1に示しますように、近年、弁理士の出願代理業務に占める特許出願の割合が低下する一方、商標登録出願の割合が上昇しております。

また、図2に示しますように、弁理士が実際に行っている業務の範囲も特許、意匠や商標の出願代理業務に加え、各種知的財産に関するコンサルティング業務や営業秘密、データに係る不正競争防止法関連業務など、法人制度導入時と比べて大きく拡大しており、実際、特許に関係しない業務を中心に行う弁理士も現れてきています。

以上のことから、特許に関連しない弁理士業務の増加に伴い、「特許業務法人」という名称からユーザーが想起する弁理士の業務範囲と、弁理士が実際に行える業務の範囲との乖離は拡大しており、弁理士の業務範囲をユーザーが誤認するおそれが高まっていると言えます。

実際、図3に示しますように、弁理士を活用するユーザーの約7割は法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更することを賛成しています。

また、図4に示しますように、約7割の弁理士も法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更すべきと回答しています。

また、他士業の状況について見ていきますと、表に示しますように、公認会計士を除き、

多くの士業において法人名と士業の名称が一致しています。

以上を踏まえますと、弁理士が行える業務範囲と法人名称との乖離を解消するため、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する措置を講ずることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であると考えられます。

ただし、法人名称の変更に当たっては①から③に示す点について、事前に十分な検討がなされる必要があると考えられます。

法人名称の変更は、日本弁理士会からの提案ではございますが、先の図4に示しましたように、弁理士の一部は法人名称の変更に反対しております。このことから、名称の変更に必要な所定の手続を取らない法人に対して取り得る措置や手段などについて、日本弁理士会などで十分な検討がなされる必要があると考えられます。

また、法人名称の変更を行う際には、関係機関への届け出から看板の掛け替えに至るまで、さまざまな事務が発生することが予想されるため、移行期間や移行方法につきましても、事前に十分な検討を行うことが必要であると考えられます。

さらに、円滑に法人名称の変更を進めるために、日本弁理士会などによる弁理士やユーザーへの周知活動などについても検討がなされる必要があると考えられます。

資料4に基づく事務局の説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

次に、日本弁理士会からも説明をお願いいたします。

○清水委員 日本弁理士会の清水でございます。先ほどの一人法人制度の導入につきまして、委員の皆様方の御理解に本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして資料5につきまして、副会長の須藤から詳細を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○須藤日本弁理士会副会長 法人名称を「弁理士法人」とすることにつきまして、副会長の須藤より、資料5を用いて御説明させていただきます。

資料5では、スライド1に記載の3つの項目について御説明を差し上げます。まず、現状分析として弁理士が扱う業務、「特許業務法人」のイメージ、他士業の法人名称・専権業務の範囲、ユーザーが今後依頼したい業務について御説明します。次に、現行制度の課題と課題解決のあるべき方向性について御説明いたします。最後に、制度導入後の想定課題と解決策の提案を御説明します。

スライド2にまいります。近年、弁理士の活動分野は特許出願に限らずさまざまな分野

に広がっています。例えば、平成12年には特定不正競争、著作権に関する業務が追加されました。また、平成26年には弁理士が知的財産に関する専門家であることを定める使命条項が追加され、平成30年には標準関連業務、限定提供データ業務も追加されました。

また、当会が行った会員向け調査では、左側の下側にオレンジ色で示しましたように、特許以外の業務を行っている会員が多数いることがわかりました。

他方で、ユーザーの約3割は特許業務法人が特許関連業務を専門的に行っているイメージを持っているという調査結果があります。「特許業務法人」という名称が、弁理士へのアクセシビリティを損ねている可能性があるかと分析することができそうです。

スライド3にまいります。特許業務法人は監査法人に続いて、2番目に認められた士業法人です。その後、多くの士業法人制度が導入されましたが、その名称は全て士業名プラス法人です。監査法人では専権業務の範囲と法人名称が一致していますが、特許業務法人の場合、専権業務の一部しか名称に含まれておりません。そして、特許業務法人制度の導入以降、弁理士の業務範囲が広がっていることは、前スライドで御説明したとおりです。

また、ユーザーが今後依頼したい業務について当会が調べたアンケートによりますと、これまで弁理士に依頼したことがない業務で、今後依頼してみたい業務は特許以外のものが大半を占めており、特許とは関連性が低い業務も含まれております。

スライド4にまいります。現状の課題としては、特許業務法人の名称は専権業務に限っても、その一部しか表しておらず、弁理士の業務範囲と一致した法人名称にする必要性が生じていると思料します。左側上段の円グラフからわかりますように、2割弱が特許以外の業務ができないなどの誤認をされ、困った経験があるとのアンケート結果があります。

また、事務所名称に専門分野を示す表記を含めるのが業界の慣行でありますところ、全法人の7割超において、専門分野を示す表記と法人名称との間で重複や矛盾が生じているという課題もあります。左側下段の円グラフからわかりますように、名称に矛盾も重複もない特許業務法人は3割弱しかありません。

法人名称が「弁理士法人」に変わりますと、法人名称から弁理士が行う業務を行う法人であることが明確となり、特に初めて弁理士に接するユーザーが、知的財産に関する幅広い業務を相談・依頼しやすくなると思料します。

また、事務所名称で専門分野を示した場合でも、右側下段に示す変更例のように、法人名称と重複や矛盾が生じるという課題を解決できると思料します。

スライド5では、法人名称が弁理士法人に変更された際の想定課題と解決策について説

明いたします。まず、円滑な移行を促すべく、名称変更に関する移行手続について、関係者への説明が必要であると考えます。その課題に対しては、特許業務法人の関係者に対して説明会を開催し、必要な手続などを精緻に説明してまいります。また、移行に関するガイドブックを作成し、移行に必要な手続などを整理した上で、会員専用ウェブサイトからいつでも確認できるよう準備を進めます。

次に、法人名称が変更になったことの十分な周知活動が必要であると認識しております。積極的な広報活動による周知の実施が必要であると考えており、当会ウェブサイト上でPRすることに加え、当会の機関誌である『パテント』誌の記事などによっても周知を図ってまいります。

さらには、特許業務法人からの名称変更の実施状況の経過観察が必要であると認識しております。移行期間において名称変更の実施状況を観察し、必要な指導を行ってまいります。法人名称の変更に反対の会員もいると思われるので、関係者への説明が不十分である場合には、追加の説明会の開催も検討してまいります。

以上を資料5の御説明とさせていただきます。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは議論に移ります。法人名称の変更について、最初に発言したいという方はおられますでしょうか。

おいでにならないようですので、順番に委員の皆様から御発言いただきたいと思います。この議題についても時間が限られております関係上、恐れ入りますが2～3分をめどに御発言いただけますと幸いです。

では、まず伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 ありがとうございます。名称に関してユーザーサイドの視点から申し上げると、あまり特に意見はないというか、特に問題と思ったことがあまりなかった。というのは、普段付き合いのあるユーザーからしてみたら、弁理士の業務だとわかっているので、名称を変えても特に何ら影響はないのかなと思っています。

これはアンケートでいろいろ書かれましたが、「反対」と書いた人も特に問題ないからということなので、どちらかというと積極的に何か反対するという意見は少ないんだろうなと思います。

もし、懸念されるとしたら、先ほど弁理士会から御説明があったように誤解というところが、付き合いのないユーザーさんにとってみたら、そういうのは多少あるのかもしれないですけども、恐らく全体的には少ないのかなと、ちょっとデータがまだはつきりわか

らないので、そう思っています。

ですので、変えていただくことに関しては特に反対も何もなくて、それはそれでいいのかなと思っていますが、むしろ懸念するのは移行期間のところだと思います。一時的にせよ、2つ異なる法人名が混在する形になると思いますので、そこがユーザーにとっては混乱する懸念になるところがありますので、反対される先生もいらっしゃるというのも聞いていますし、それもそれなりに手間がかかるということなんだろうと思いますが、一方でユーザー側としては移行を、むしろ切り替えるなら一斉に変えるぐらいにさせていただいたほうがいい。その折り合いをどうつけるかというところだと思います。

ですので、ある程度弁理士会がしっかりリーダーシップを発揮して、事務所さんもしっかり動いていただくなり、ある程度期限を決めてそこで変えていただくとか、そのプロセスが非常に大事なんだろうと思いますので、そこは注意してやっていただく必要があるのかなと思います。

私からは以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

では相良委員、いかがでございましょうか。

○相良委員 私も今、伊東委員のおっしゃったこととほぼ重なるかと思いますが、変えるということについて強い反対はございませんが、弁理士の3割近くが反対と言っているという統計もあり、反対する弁理士さんはどういう人たちなのかと考えると、法人化をしていて、別に変えなくてもいいじゃないかと、まさに利害関係を有する人たちが反対しているんじゃないかと思われるわけです。その他の弁理士にとっては、どちらでもいいと考えるのが通常かなという気がしますので、そうだとすると、この3割というのはそれなりの数のようにも思われます。

確かに手続上、いろいろ費用も実際かかってくるでしょうし、すごく面倒なことだろうと思います。特に法人化して不都合も感じていないのに、なぜというような方たちもいらっしゃるのかなと、このアンケート結果から推察されますので、そのような方たちに配慮した方法で移行をしていくことが重要なのではないかと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 櫻井でございます。まず私は最初、「特許業務法人」というのを聞いたとき

にちょっと違和感があって、何で「特許業務法人」なのかなと思っていました。今回こういう提案が出まして「弁理士法人」となれば、これまでよりいいかな、よりわかりやすいかなと思っています。

というのは、いろいろな中小企業の経営者の人とよく話す機会があるんですけども、弁理士という人を、何をやっているのかを知らない人も結構いらしたりする。本当はもう弁理士を知っていないといけないと思うんですけども、そういう意味では弁理士というものをもっと周知させるために、「特許業務法人」というと特許ということはわかりやすいですけど、「弁理士法人」にすることによって弁理士というものがもっと周知されるし、他士業もそのようになっていますから、これまでよりいいんじゃないかなということで私は賛成です。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 私も先行する委員の方たちとほぼ同じ意見です。初めに聞いたときには弁理士法人のほうがずっといいやと思って、もっと賛成が多いのかと思ったんですが3割ぐらい反対と。多分、現に特許業務法人である方に限ってアンケートを取るともっと高い割合で、「今のままでいい」とおっしゃる方が多いんじゃないかなと思っております。

したがって、なるべく早く一致させて、ユーザーに混乱を与えないようにという判断もある一方で、現に今のままでいいと、やるとするとホームページや名刺とかパンフレットをいろいろ変えるということで時間もかかるし、面倒くさいなと思っている方たちも多いと思うので、あまり短い期限で一気にやってしまうと、いろいろなあつれきを起こす可能性もありますので、しっかり移行期間をとった上で、弁理士会がしっかり説明することによって、現に特許業務法人を名乗っている方たちが名前を変えたほうがかえっていいなど、自分の利益で変えるような自発的な変更を促すようなやり方のほうが、よりスムーズではないかなと思いますので、非常に難しいんですが、ぜひ、知恵と工夫を出していただいて、円滑に実行していただきたいと思っております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

南委員、お願いいたします。

○南委員 私も名称変更について賛成です。ここでも議論がされていますが、弁理士の業

務はこれからどんどん多様化していく中で、特許業務に限らず、弁理士という広い意味での名称は賛成です。

何度も議論に出てきていますが、今反対されている方々は、変更に伴う手続だけではなく、高倉委員がおっしゃったように、変更に伴って費用がかかるということが一番の反対理由ではないかと思えます。

ただ、本日の議論にある一人法人を認めると、特許業務法人がさらに増え、ますます反対の人が増えてしまうのではないかと思うので、変更するのであれば、特許業務法人が少ない今のうちに変更したほうが良いという考え方もあると思えます。また、そういう反対する方たちの手当も、弁理士会のほうでいろいろ考えていただくことは必要かと思えます。よろしくをお願いします。

○井上委員長 ありがとうございます。

オンラインで参加いただいております青木委員、いかがでございましょう。

○青木委員 青木でございます。私も異存ございません。私自身も恥ずかしながら特許業務法人と伺うと、特許がメインなのかなというような印象を持っていた身でした。御説明では、公認会計士さんの監査法人との関係でも、理由として区別がされるということでしたので、そういう意味では問題ないのかなと思いました。

ただ、既に委員の先生方のお話にも出ておりますように、結構大変な移行作業になるのかなと。ちょうど一人法人を追加するタイミングだということもありましたので、やるならここでまず、特許業務法人を新規でつukれないようにするなどの調整をしつつの話になるのかなという気もいたしました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

蘆立委員、いかがでございましょう。

○蘆立委員 私もほかの先生方と同じように、御提案には賛成いたします。業務内容を反映させるという点でも、弁理士法人のほうが、よりわかりやすいかなと思えます。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 私もほかの委員の方と同意見で賛成いたしますが、弁理士に対するアンケートで3割以上の方が反対と言っておられて、変更の手続が面倒であるなどの消極的な理由

以外に何か積極的な理由があるのであれば、それをお伺いしたいと思った次第です。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。皆様から御意見頂戴いたしましたが、実質的な意味での反対はなかったと思います。山田委員から御発言ありましたが、3割の反対の方、費用負担等の問題を除いて、実質的に何か反対される理由があるのか、その点について弁理士会に伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

○清水委員 弁理士会の清水でございます。先ほどからこのアンケート結果の3割という数字が結構指摘されております。小さな数字じゃないので重く受けとめております。

ただ、このアンケートの後、令和元年度の臨時総会におきまして法人名称の変更について、会員の皆様方に総会の議案として提出させていただきまして、結果として圧倒的多数の賛成をいただいております。総会に至るまでに会員の皆さんに議案を説明して、その中で多くの会員の理解を得て、今回の法改正の方向性が決まっております。そういう意味で、全体的には強い反対はないのかなと思っております。

ただ、やはり手続面ですとか費用面ですとか、御指摘のところを懸念される会員もいらっしゃるって、こういうアンケート結果があるのかと思いますので、その辺は丁寧に説明して、理解していただく方向で進めていきたいと考えております。

○井上委員長 ありがとうございます。そういたしますと、法人名称を「弁理士法人」に変更するという弁理士会からの御提案につきましては、委員の皆様のお了解をいただけたと考えております。「弁理士法人」に変更する方向で特許庁に検討していただきたいと思っております。

ただし、弁理士会には法人名称を変更する上で必要となる準備・手続について、しっかり御対応いただきたいと思っております。特許庁ももちろん協力してということになると思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

さて、これまで弁理士会からの御提案事項について御検討いただきましたが、相談しやすい環境の整備に資する対応として、何かほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは特段御意見ないようですので、相談しやすい環境の整備に関してはここで議論を終えまして、次の議題に移ります。

3. 第三者意見募集制度に関する対応について

○井上委員長 次の議題は、「第三者意見募集制度に関する対応について」でございます。
この議題は当初予定していなかったものですが、12月8日に開催された第44回特許制度小委員会の中での検討結果を受けまして、本小委員会での検討の必要が生じたものとなります。

事務局より説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。それでは、事務局より資料6に基づいて説明させていただきます。

AI・IoT技術の進展に伴い、特許権に関する訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定されております。そこで、裁判官が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断できるようにするための環境の整備がますます重要となっています。このような状況を踏まえ、今月8日に開催されました第44回特許制度小委員会にて、裁判所が必要と認めるときに第三者からの意見を求めることができるとする、第三者意見募集制度を導入することが検討されました。

第44回特許制度小委員会資料の資料1、第三者意見募集制度を本小委員会の参考資料1として用意させていただいておりますが、この参考資料1のスライド5に示しますように、当事者による意見募集の実施の申し立てを受け、裁判所が実施を決定すると、スライド中央の黄色い矢印部分に示しておりますように、第三者が裁判所に意見書を提出することができますようになります。

第三者募集意見制度の対象となる事件は、特許に関する民間の取り決め・商慣行等に関する特許権侵害事案であって、その判決が多く業界に大きく影響を及ぼし得る事案等が想定されております。このような事案において意見募集がなされた際、企業等の第三者は特許法等の規定と自身の事業活動や商慣行を踏まえて意見を提出することになります。

知的財産に関する専門家として弁理士は特許法等の専門的知識を有しており、特許等に関する出願代理業務や契約関係の業務を通じて、企業などの特許等に関する事業活動や商慣行についての知見も有しております。

したがって、意見を提出しようとする企業等の第三者が意見の内容について検討を行う際に、弁理士への相談を通じて、弁理士の知識や知見を活用できるようにすることは、第三者の意見を正確に裁判所に伝える上で有益であると考えられます。

実際、過去に知的財産高等裁判所によって意見募集が行われたアップル対サムスン訴訟

に関し、意見を提出された企業や団体などにヒアリングを行ったところ、意見提出に当たり、弁理士の知見を活用された企業や団体もいらっしゃいました。また、第44回特許制度小委員会でも、第三者意見募集制度に弁理士も貢献できるのではないかとといった意見がございました。

以上のことから、弁理士が第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、弁護士等の業務範囲に留意しつつ、第三者からの意見の内容に関する相談業務を弁理士の業務として規定することが適当であると考えられます。

資料6に基づく事務局の説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは、議論に移ります。第三者意見募集制度の内容自体は、特許制度小委員会にて議論済みとなっておりますので、本小委員会では、この制度に弁理士が関わるという対応案について御議論いただきたいと考えております。

この議題につきましては全員に当てるというのではなくて、御意見ある方にお答えいただきたいと考えておりますが、恐れ入りますが時間の関係がございますので、それぞれ2～3分をめでに御発言いただけますと幸いです。

いかがでございましょうか。相良委員、よろしく申し上げます。

○相良委員 今、資料の末尾にもございますけれども、「弁護士等の業務範囲に留意しつつ」と記載されておまして、まさに弁護士の業務範囲と弁理士の業務範囲の境目の部分の問題になってくるかなと思っております。

実際、もしこれが訴訟事件に関する法律事務、紛争性のある話であるということになってきた場合に、本来的には弁護士の業務を、弁理士法を改正して、弁理士単独でできるということにするのが適切なかどうか、という話であるとすれば、弁護士会の中でもさまざまな検討が必要になります。この話は今回、特許制度小委員会での検討を受けてということと理解しておりますが、急に出てきた話でもあり、弁護士会のほうでの検討も十分にしなければなりません。そのため、今日の段階で賛成、反対というコメントは、私の立場からは申し上げることができません。

つまり、賛成でもないということになります。今の段階では弁護士会としての検討が十分にできておりませんということだけお伝えしたいと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。弁理士と他士業との業務範囲の重なりについて御懸念があると承りました。

ほかの委員の方でいかがでございましょうか。それでは高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 若干質問なのですが、その前に基本的には第三者意見募集制度ができること、それからそれに弁理士という専門家が関わることは、大いに結構なことではないかと思っております。

ちょっと確認しておきたいのは、私がよく今のお話を理解できていなかったからだと思うんですけども、第三者からの依頼に基づいて弁理士がいろいろな情報提供をしたり意見をして、第三者の名前で裁判所のほうに出すのか、あるいは頼まれて、この事件についてぜひ、先生の意見を聞かせてくださいということで、特許事務所がその名前で意見を出すのか、あるいは両方ともなのか、その辺どうなのでしょう。

○井上委員長 事務局から御回答をお願いいたします。

○岡本企画調整官 事務局として考えておりますのは、意見書を作成することまで弁理士にやっていただくということではなく、あくまでもこういう内容の意見を出そうと思っているのだけれどもどうかなといった相談でして、先ほど高倉先生がおっしゃった「意見を聞かせてください」に相当するものです。

○高倉委員 そういう前提であれば非常にいいことではないかなと思います。ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

伊東委員、お願いします。

○伊東委員 私もこれは特に、特許訴訟等においては専門家の意見をいろいろ加味したほうがいいということで、弁理士が関わるのはいいと思います。

ただ、実際に先ほどの相良委員の話にもありましたように、他の士業との関係もありますので、そこは留意する必要があると思うんですが、実際にユーザーサイドからいくとやはり相談だけじゃなくて、例えば実際に書類をつくるというところまで、実際にはあったほうが利便性というんですかね、そういう専門知識を生かしていく意味では、そこまで踏み込んでいいのかなと思っています。もちろん、その調整はやられると思いますけれども。

他の士業との関係でいえば、じゃあ、弁理士だと例えば付記弁理士というのがいますけれども、この人たちはどうなのかと。一応、弁護士と共同ではあるけれども、代理権は持っているということですので、この人たちには同じように相談のみなのか、そこまでもちよっと議論が少し要るかなと思います。

ほかの士業との関係もありますので、議論はちょっと続ける必要があると思いますけれ

ども、利便性や専門知識を生かすという意味では、もうちょっと踏み込んでいいのかなと、私は個人的には思っています。

○井上委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 今回の弁理士制度小委員会におきまして、第三者意見募集制度に関する対応が議題になりましたことを大変うれしく思っております。弁理士会では平成23年にアミカスブリーフ委員会を設置して、日本版アミカスブリーフ制度の可能性を検討いたしました。また、昨年度の特許制度小委員会では、当会会員がアミカスブリーフ制度のプレゼンをさせていただいております。

特許制度小委員会でもまだ審議中と承知しておりますけれども、今検討されている制度案では、裁判所の判断が訴訟の当事者だけでなく、他の業界にも影響を及ぼすような特許権侵害事案が適するのではないかと聞いております。我々弁理士もさまざまな業界で働いておりますので、仮にこの制度が導入されるのならば、我々もこれまでの経験を生かして貢献してまいりたいと考えております。

また、いろいろな御意見がありましたけれども、最終的な法律の内容に従いまして、会員にしっかりと我々ができる範囲を周知していきたいと考えております。

○井上委員長 ありがとうございます。

オンラインで参加いただいている青木委員からも御意見があると伺いました。青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 青木でございます。現在、特許制度小委の提案されているこの制度を前提にということですが、弁理士の先生方の御知見が大変有効になる場面もあるのかなと拝察しました。裁判所においてもそういった知見が入ってくる分には、非常にプラスなのかなという感じがいたしました。

一方で既に委員の先生方の御発言もあったとおり、他の士業との関係は留意する必要もあるということで、こちらの資料にあります相談の範囲ということも書かれておりましたが、そのあたり、調整を前提にした上で、有効なのかなというふうに拝察をいたしました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

南委員、いかがでございましょうか。

○南委員 基本的には弁理士でも貢献できる部分があれば、参加できるようにするという

のは賛成です。ただし、このアンダーラインにもありますように、他土業の業務範囲を侵害しない範囲でといいますか、それは大前提になるかと思しますので、その調整がうまくできるのであれば、ぜひ、加えていただければと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

蘆立委員からも御意見があると伺ったのですが、いかがございましょうか。

○蘆立委員 ありがとうございます。私も既に委員の先生方から出ていますように、弁理士の方の知見を、意見募集に反映させるというのは非常に有益かと思えます。既に御指摘のとおり、ほかの土業との関係が調整できるのであれば、積極的に対応していただくのは弁理士の方にも期待されているかと思えますし、望ましいと考えております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございませうでしょうか。相良委員、お願いします。

○相良委員 念のため補足いたしますけれども、弁護士会として、弁理士さんの知見を大いに活用すべきだということについてはもちろん反対しているものではなく、是非、活用されるべきだと考えております。要するに、弁護士が関与しないところで弁理士さんが活動することは適切なかどうかという意味で、検討が必要です、ということなので、一般論として「弁理士さんは関与するな」ということを思っているわけではもちろんないということだけ、誤解なきように一応付け加えさせていただきます。

○井上委員長 ありがとうございます。ほかによろしゅうございませうでしょうか。

皆様から御意見いただきました。相良委員からは、他土業の業務範囲との関係に留意すべきであるとの御意見もいただきました。しかし、弁理士が第三者意見募集制度において、その知見を生かすということについて、これが有益であるという点につきましては皆様の御賛同をいただけたものと考えております。したがって特許庁には、この相談に応じる業務を弁理士が実施できるようにする方向で検討していただきたいと思えます。

ただし、相良委員にいただいた御意見も踏まえながら、どのように適切な形をつくっていくのかということについては、よく検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

4. 弁理士制度小委員会報告書（案）について

○井上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。議題4「弁理士制度小委員会報告書（案）について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。それでは事務局より、資料7に基づいて説明させていただきます。

まず、報告書（案）の構成について説明させていただきます。目次に示しますように、報告書（案）は大きく総論と各論に分かれております。総論につきましては、第15回弁理士制度小委員会で用いた事務局作成の資料1、2、3、5をベースとして作成しております。各論につきましては、これまでに御審議いただいた中小企業への対応、農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備及び第三者意見募集制度に関する対応に分けて章立てしております。

第1章から第3章では御審議いただいた事項ごとに、ローマ数字で示す節を設けております。各項目は大きく問題の所在と対応の方向という2つのパートから構成されております。第1章と第2章の記載は事務局作成資料をベースに、委員の皆様からいただいた御指摘等を反映したものとなっております。また、第3章と第4章につきましては、現時点版では事務局作成資料をベースとしたものとなっておりますが、本日御審議いただいた内容を反映させていただく予定であります。ここでは、第1章と第2章の各節における対応の方向を中心に、報告書（案）の内容について御説明させていただきます。

まず第1章、中小企業への対応に関する1つ目の検討項目、中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化に関する対応の方向について見ていきたいと思っております。対応の方向については、報告書（案）の32ページから始まっております。黒字の箇所は前回の小委員会で事務局より対応案として提示させていただき、委員の皆様から御了承を得られている箇所となります。赤字の箇所は、委員の皆様からいただいた御意見や御指摘を反映している箇所となります。赤字の箇所に示しますように、弁理士が中小企業の知財知識に合わせて親身に相談に応じないケースがあること、現場での経験を補完するためのケーススタディ研修が有益であると考えられること、及び国際関係研修の実施に引き続き注力していくことが適切であると考えられることを報告書（案）に記載いたしました。

次に2つ目の検討項目、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上に関する対応の方向について見ていきたいと思っております。対応の方向については、報告書（案）の34ページから始まっております。赤字の箇所に示しますように、「弁理士ナビ」については、掲載

情報の充実化などにより、ユーザーの利便性を向上するべきであること、及び現場に出向く重要性などに配慮しつつ、相談業務等のオンライン化を進める必要があると考えられることを、報告書（案）に記載いたしました。

次に3つ目の検討項目、中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化に関する対応の方向について見ていきたいと思います。対応の方向については、報告書（案）の36ページから始まっており、赤字の箇所を示しますように、中小企業が自身の優れた技術やアイデアを知的財産に結びつけるための気づきを得る機会を提供することが適切であると考えられること、中小企業にとって身近な地域の金融機関などとの連携を推進すべきであり、連携に際しては弁理士及び提携先の双方にメリットが生まれる形での提携方法を模索すべきであると考えられることを報告書（案）に記載いたしました。

次に第2章、農林水産分野への対応に関する1つ目の検討項目、農林水産分野における弁理士業務への認知度の向上における（1）農林水産知財業務を弁理士の業務として規定することへの対応の方向について見ていきたいと思います。対応の方向は報告書（案）の39ページから始まっており、赤字の箇所を示しますように、弁理士のリソースも限られていることも踏まえ、ユーザーニーズのある業務に注力すべきとの指摘を報告書（案）に記載いたしました。

また、対応方向のまとめ部分は報告書（案）の42ページからとなりますが、こちらに關しましては前回の小委員会にて、海外出願支援業務及び相談業務についてのみ弁理士法に規定することが適切であるとの事務局案を、委員の皆様にご承認いただいたことを受け、赤字の箇所を示しますように、海外出願支援業務と相談業務を弁理士の業務に追加する際には、弁理士の農林水産知財に関する知識・能力を担保するための対応を行うべきであること、例えば、農林水産知財の基礎的知識を習得するための研修の義務化などを行うことが適切であると考えられることを報告書（案）に記載いたしました。

次に、（2）弁理士の認知度向上のための他の対応への対応の方向について見ていきたいと思います。対応の方向につきましては、報告書（案）の43ページから始まっており、赤字の箇所を示しますように、農林水産事業者への普及啓発の際は、知的財産を活用することによるメリットや、弁理士を利用したことによる成功事例を明確に伝えることが有効であると考えられることを報告書（案）に記載いたしました。

次に2つ目の検討項目、農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上に関する対応の方向について見ていきたいと思います。対応の方向については、報

告書（案）の44ページから始まっております。赤字の箇所を示しますように、農林水産事業者からのアクセス性を向上するためには、日本弁理士会のウェブサイトなどに、農林水産事業者向けページを作成することも有効であると考えられることを報告書（案）に記載いたしました。

3つ目の検討項目、農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化に関する対応の方向について見ていきたいと思っております。対応の方向については、報告書（案）の47ページから始まっております。赤字の箇所を示しますように、単に農林水産知財業務に対応可能な弁理士の絶対数を増やすのではなく、一部の弁理士の専門性を高めることに注力するべきではないかとの御指摘と、現時点では積極的に農林水産知財業務に対応可能な弁理士数を増やすべきではないかとの御指摘を、報告書（案）に併記いたしました。

また、農林水産分野における知財ミックスの内容を理解しやすいように、「知財ミックス」との表現を商標と種苗法上の品種名称の重複登録が認められないといった、各知的財産の相互関係や権利の性質、範囲の違いなどを踏まえた「知財ミックス戦略」という表現に改めさせていただきました。

最後に、報告書（案）の「おわりに」の部分について簡単に紹介させていただきます。第1段落は弁理士制度の見直しの必要性について記載しております。第2段落は今般の弁理士制度小委員会での活動内容を記載したものとなっております。第3段落は、先ほど説明いたしました対応の方向の要点を取りまとめたものとなっております。そして、第4段落にて日本弁理士会や特許庁への期待を示す形で締めくくっております。

資料7に基づく事務局の説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは議論に移ります。事務局から説明ございましたけれども、報告書（案）では、当初の特許庁の作成いただいたペーパーに、小委員会での委員の皆様のお意見を、特に第1章と第2章に関しては反映をいただいたということでございます。この報告書（案）につきまして、御発言を最初にしたという方、おられますでしょうか。

特にないようですので、これについては順番に委員の皆様から御発言をいただきたいと存じます。

それでは伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 あまり詳しく見きれないところもあるんですが、ざっと見せていただい

て、委員の意見も入れていただいていますし、おおむねこういった内容でよろしいのではないかなと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

相良委員、いかがでございましょうか。

○相良委員 私も特によろしいかなと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

櫻井委員、いかがでございましょうか。

○櫻井委員 私もバツと見ている限り、よくまとまっているのでいいと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

清水委員、最後にさせていただいて、高倉委員、いかがでございましょうか。

○高倉委員 私も特に意見ありません。非常によくまとめていただいて、これで基本的には問題ないと思っております。

今後の課題としてあるのは、報告書はこれとして、弁理士の守備範囲といいますか、受け持つ範囲が広がるに従っていろいろ勉強もしないといけない。もちろんそれは弁理士になってからの事後の研修でもいいのですが、一つの考え方として、試験問題の中にどこまで広げるかということですよね。あまり過度な負担を与えてしまうと受験生を減らして、それだけ優秀な弁理士が減ってくるかもしれませんが、他方で受験というのは、受験を目指して勉強することによってスキルを高める、つまり、受験勉強そのものが将来のよき実務家となるための訓練だというふうに見れば、多少負荷をかけてもいいかなという見方もあるかもしれません。ただ、その負荷をかけ過ぎるのもどうかな。それから、問題を作成する作成委員の負担もこれまた出てきますので、すぐにこうすればいいという明確な意見をこの場に出せるわけではありませんが、今後、試験部会等において、その辺は検討していく必要があるだろうなと思いました。

○井上委員長 ありがとうございます。

南委員、いかがでございましょうか。

○南委員 報告書（案）ですけれども、この小委員会での議論が適切に反映されて、よくまとまっている報告書（案）だと思います。異論はございません。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで参加されている青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 私も異存ございません。

以上です。

○井上委員長 蘆立委員、いかがでございましょうか。

○蘆立委員 私も適切にまとめていただいていると思いますので、特に異論はございません。ただ、今後の検討事項として特に重要になってきますのは、42ページの最後の赤字で追加していただいたところにあるように、農林水産分野は非常に重要になってくるかと思えますけれども、前提としては基礎的な知識や能力を上げていくというのは非常に重要なポイントになってくるかと思えますので、そちらについても研修等も含めて進めていただくことが必要かなと思いました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

山田委員、いかがでございましょう。

○山田委員 特に意見はありません。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは清水委員からお願いしたいのですが、ちょうど農水関係の研修の重要性ということに加えて、試験科目に加えるべきか否かも課題となりうるという御指摘が高倉委員からもございましたが、いかがでございましょうか。

○清水委員 本当に素晴らしい報告書をまとめていただきまして、感謝を申し上げます。我々への期待と責任の重さを深く感じているところでございます。ありがとうございます。特にこのような方向で法改正を認めていただければ、中小企業支援ですとか農林水産分野での知財の活用に深く関わっていけるのではと思っていますので、ぜひとも法案が成立することを願っております。

先ほど、委員長から御指摘のありました農林水産分野での研修ですとか試験の話ですけれども、研修についてはしっかりとまず、我々会員自体が認識して知識を深めていかなければならないと思っていますので、しっかりと対応していきたいと考えております。

それから試験制度につきましては、弁理士試験の受験生が非常に減ってきているという現実がありまして、さらにこれらの科目が入ってきますと非常に難しい点があると思っています。特にAI関係の人材、若い方たちにたくさん入ってきていただきたいと思っていますが、そういう方たちに試験で入ってもらうときに、農水のことまで、種苗もGIも試験科目だよということになると、そちらのほうの受験者増加の足を引っ張ってしまう結果にな

るんじゃないかということでもありますので、研修のほうで対応して、試験科目は外していただければありがたいと思っております。

○井上委員長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。報告書（案）の内容につきましては、皆様から賛同を得られたと考えております。

○相良委員 1つだけよろしいですか。質問なのですが、報告書（案）は第3章と第4章も入るのでしょうか。

○井上委員長 本日の議論でいただいた御意見については、ただ今、事務局でまとめて、投影していただいております。第3章と第4章にはこういった内容を入れて、報告書を最終的にまとめていければと思っております。

投影された本日の議論のまとめについて事務局から一応御説明いただいて、その上でいま一度御意見を賜ればと思います。

○岡本企画調整官 事務局です。相良委員の御質問に関してですが、この報告書（案）に委員の皆様から頂いた御意見が反映されているのは第1章と第2章までです。第3章と第4章につきましては、本日御審議いただいた内容を反映させていただきます。

本日御審議いただいた内容についてまとめたものをこれから投影させていただきますので、内容に問題がないかどうか御確認いただければと思います。

○井上委員長 わかりました。ここに投影されておりますのは、それぞれの委員の皆様の御発言をまとめたものです。御自身の発言に関してまとめ方で違っているということがありますら、ここで御指摘ください。その上で内容を報告書（案）に盛り込むことにしたいと考えております。いかがでございましょうか、お名前も入れてございますので、一読いただきまして。

○井上委員長 一人法人制度については御発言の内容、よろしゅうございますでしょうか。文言の調整については私にお任せいただきたいと思いますと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは次に、法人名称を「弁理士法人」とすることとということでございます。こちらについても委員の皆様御意見を簡単にまとめております。御一読いただきまして、御意見いただければ、よろしゅうございますでしょうか。

それでは次の、第三者意見募集制度に関する対応についてでございます。こちらは少し御意見が出たところでございますので、ゆっくり確認いただければ。

相良委員、どうぞ。

○相良委員 はい、私は結構でございます。確認いたしました。ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは皆様から、このような事務局のまとめの内容で報告書(案)に反映させることを御了承いただきました。ありがとうございました。具体的な表現ぶりにつきましては、委員長である私に一任いただければと存じます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井上委員長 ありがとうございました。それでは異議がないようですので、その方向で進めさせていただきます。

本日は今後の課題として研修や試験科目などの話もございましたが、こういったことは引き続き小委員会で、その是非を含めて検討していくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 閉 会

○井上委員長 それでは最後に、今後のスケジュールについて確認したいと思います。事務局から説明をお願いします。

○岡本企画調整官 事務局から、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

まず、報告書(案)につきましては、本日御指摘いただいた点を踏まえ、必要な修正を加えさせていただきます。そして、委員の皆様から一任いただいております井上委員長に御了承を得た上で、2日後の23日から30日間の意見募集を実施する予定でございます。意見募集要領や報告書(案)は電子政府の総合窓口のほか、経済産業省及び特許庁のウェブサイトにて御案内したいと考えております。

次回、第18回の小委員会につきましては、意見募集期間終了後の2月4日木曜日、午前10時30分から開催させていただければと存じます。第18回では最初に意見募集を通じて報告書(案)に寄せられた御意見等と、それに対する考え方を事務局から提示させていただきます。その上で、寄せられた御意見等を踏まえた報告書(案)について、委員の皆様にご確認いただき、最終的に弁理士制度小委員会の報告書として取りまとめさせていただくことを予定しております。

事務局からのスケジュールに関する説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終わりということになります。本日は年末のお忙しい時期に皆様に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。長時間御審議に御協力いただき、充実した御議論をいただいたことに心から御礼申し上げます。コロナもございますので、皆様、どうぞお気をつけて、よいクリスマス、そしてよいお年をお迎えくださいますようお願いしております。

それでは以上をもちまして、本日の産業構造審議会知的財産分科会第17回弁理士制度小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。